

共済

NEWS

公告広報

No. 174

## 公 告

平成30年三職共公告第11号

### 運営規則の一部変更について

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を別紙のとおり変更したのでこれを公告する。

平成30年7月20日  
三重県市町村職員共済組合  
理事長 西 田 健

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田 808
発行人	澄 野 和 男
電 話	(059) - 253 - 2701

## 三重県市町村職員共済組合運営規則の一部を変更する規則

三重県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年三職共規則第1号）の一部を次のように変更する。

（傍線部分は変更部分）

変更後	変更前
<p>（社会保険診療報酬支払基金との契約）</p> <p>第9条 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、<u>法第144条の33第1項各号</u>に掲げる事務を基金に委託するものとする。</p> <p>2 組合は、基金との契約により、第7条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（<u>当該療養の給付の審査を含む。</u>）を基金に委任することができる。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（社会保険診療報酬支払基金との契約）</p> <p>第9条 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、<u>次の各号</u>に掲げる事務を基金に委託するものとする。</p> <p>（1）<u>保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者又は保険薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。次項において同じ。）</u></p> <p>（2）<u>組合員の出産費及び家族出産費（以下この号において「出産費等」という。）の支給申請並びに受取に係る代理契約を締結した者に対する正常分娩に係る出産費等の支払に関する事務</u></p> <p>2 組合は、基金との契約により、第7条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務を基金に委任することができる。</p> <p>3・4 （略）</p>

附 則（平成30年7月17日三職共規則第2号）

この規則は、平成30年7月17日から施行し、平成30年5月1日から適用する。